

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	不活性ガス系窒素ガス供給装置の液体窒素加熱用所内蒸気系配管に設置されている蒸気トラップの排出先より蒸気が出ているため、当該蒸気トラップを点検・修理	D	
2	2号機	海水配管用ダクト内の照明用電源の交流210V/105V分電盤（A、B）の点検において、負荷側回路に絶縁不良（合計7回路）が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
3	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（A～D）の出口弁開度計に汚れが認められたため、当該開度計を点検・清掃	D	
4	2号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置の凍結防止用電気ヒーターの通電状態表示箱に破損が認められたため、当該表示箱を点検・修理	D	
5	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプの軸シール水回収タンク用レベル調整弁に動作不良が認められたため、当該レベル調整回路を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室用局所空調機周りの床面にある堰に亀裂（2箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク用レベルスイッチの点検において、計器電源部のスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
8	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口のサンプル流量監視用計器の点検において、計装用光ケーブルに導通不良が認められたため、当該光ケーブルを交換	D	
9	4号機	原子炉冷却材浄化系廃樹脂貯蔵タンクのレベル計用電源の点検において、電流出力精度に管理値外れが認められたため、当該計器を交換	D	
10	4号機	復水脱塩装置樹脂再生室内ドレンサンプポンプ循環弁の点検において、弁体に腐食が認められたため、当該弁体を交換	D	
11	4号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ貯蔵タンク室内漏えい検出用レベルスイッチの点検において、接断差精度に管理値外れが認められたため、当該レベルスイッチを交換	D	
12	4号機	原子炉建屋2階北側ケーブル敷設用トレイの接地線取付け用ナット及び接地線の外れが認められたため、当該ナット及び接地線を点検修理	D	
13	4号機	計装用空気系の除湿装置用後置フィルタの点検に際し、A系フィルタの出口フランジボルトを緩めるべきところ、誤ってB系フィルタの出口フランジボルトを緩めてしまい、計装用空気系の系統圧力を低下させたため、対応検討	B	
14	5号機	主発電機水素ガス冷却系の掃気用炭酸ガス純度指示計の点検において、アナログ出力精度に管理値外れが認められたため、当該計器を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	主蒸気入口母管のドレン用レベルスイッチ（高レベル側）の点検において、接点動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを交換	D	
16	5号機	模擬燃料用チャンネルボックス取替作業前の治具及び工具の点検において、チャンネルファスナの着脱用工具先端部の内部部品（金属製ボール）に欠損（6個の内1個）が認められたため、当該工具を点検・修理及び対応検討	C	
17	5号機	取水設備バー回転式スクリーン装置（A、B、E）の洗浄水圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
18	5号機	500kV超高压開閉所の碍子洗浄水ポンプ（C）の出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
19	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）の渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（2本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
20	6号機	原子炉建屋換気空調系の冷却装置用膨張水槽レベル計に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
21	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）用潤滑油圧カスイッチの検出配管接続部に油のにじみ（微量・滴下なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	6号機	プロセス計算機周辺機器のプラント運転データ記録用プリンタに定時印字不良が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
23	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備（B）の排ガスフィルタ（B1）用差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・調整及び検出配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで